

三田市農業共済条例の一部改正の概要

【改正趣旨】家畜伝染病予防法の改正に伴い、当該条例の根拠法である農業災害補償法を改正し、共済金の支払いの対象となる共済事故から家畜伝染病予防法の規定により家畜の評価額の全額が手当金、特別手当金又は補償金として交付される原因となる死亡が除外されることとなった。これらの改正により家畜の廃用の範囲等を規定している農業災害補償法施行規則の改正省令が6月22日に定められ、7月1日から施行されるに当たり、当該条例の関係規定の整備を行うもの。

【家畜伝染病予防法の改正背景】

昨年の宮崎県における口蹄疫の発生状況や昨年11月以降の高病原性鳥インフルエンザの発生状況等を踏まえ、家畜伝染病の発生の予防、早期の通報、迅速な初動等に重点を置いて家畜防疫体制を強化するために改正するものである。

【関係法令】家畜伝染病予防法

農業災害補償法、同法施行令、同法施行規則

【改正内容】●家畜共済の対象となる事故及び廃用の範囲（第3条第1項第2号、第3条第2項第2号関係）

（現行）第3条第1項第2号

(2) 共済目的 ～省略～

共済事故 牛にあつては死亡（と殺による死亡を除く。以下同じ。）、
廃用、疾病及び傷害

（改正案）

(2) 共済目的 ～省略～

共済事故 牛にあつては死亡（と殺による死亡及び家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第58条第1項（第4号に係る部分に限る。）の規定による手当金、同条第2項の規定による特別手当金又は同法第60条の2第1項の規定による補償金の交付の原因となる死亡を除く。以下同じ。）、廃用、疾病及び傷害

（現行）第3条第2項第2号

(2) 不慮の災やくによつて救うことのできない状態に陥つたとき。

（改正案）

(2) 不慮の災やくによつて救うことのできない状態に陥つたとき（家畜が家畜伝染病予防法第16条第1項第1号の患畜若しくは同項第2号の疑似患畜となつたことを獣医師、当該家畜の所有者若しくは運送業者が発見したとき又は同法第17条の2第1項の規定により農林水産大臣が家畜を指定家畜として指定したときを除く。）。

●その他（第58条関係）

第1項第1号→家畜伝染病予防法第58条第1項～

【施行期日】兵庫県知事の認可のあつた日

【経過措置】この条例による改正後の三田市農業共済条例の規定は、平成23年7月1日以後に共済掛金期間の開始する家畜共済の共済関係から適用し、同日前に共済掛金期間の開始する家畜共済の共済関係については、なお従前の例による。